

令和5年台風第13号に伴う災害により被災された方の 旅券（パスポート）の手数料の免除について

次の要件のいずれにも該当する場合には、旅券（パスポート）の手数料が免除されます。

要件

9月8日に発生した令和5年台風第13号に伴う災害によって被害を受けた者であって

- ・災害時に居住していた住宅が「全壊、半壊、床上浸水」の被害を受けた者
- ・災害時に「北茨城市」に住民票を有している者

免除される金額

一般旅券発給手数料（国及び県の手数料）の全額
（ただし、全ての申請区分において1回限り）

申請に必要な書類と提出先

必要書類	一般旅券の発給申請に必要な書類に加えて ①り災証明書（被害の程度を確認できるもの） ②住民票又は戸籍の附票 （災害時に北茨城市に居住していたことが確認できるもの）
提出先	北茨城市役所市民課 （茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 電話 0293-43-1111）

※ 旅券を申請する時に、免除に必要な書類を添付してください。申請後に提出したものは免除の対象になりませんので、ご注意ください。

※ オンライン申請は免除の対象外ですので、窓口での申請をお願いします。

※ 詳細は、茨城県旅券室又は北茨城市役所の窓口へお問い合わせください。

免除申請の期限

令和6年9月9日（月）まで

お問い合わせ先

茨城県旅券室
茨城県水戸市三の丸1-5-38 電話 029-226-5023
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～16：45
（土日祝休日・年末年始を除く）